

令和7年度病院内保育所運営事業 交付申請書作成資料1～4

資料1 「令和7年度病院内保育所運営費補助金に係る概要」

・・・・・・・・・・ p 1 ～ p 4

資料2 「補助対象型別の保育児童数の算定例」

・・・・・・・・・・ p 5 ～ p 6

資料3 「24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育、 休日保育及び延長保育の定義について」

・・・・・・・・・・ p 7

資料4 「病院内保育施設運営に係る科目の説明」

・・・・・・・・・・ p 8

令和 7 年度病院内保育所運営費補助金に係る概要

1 補助対象者

医療法第 7 条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第 8 条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| (1) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合 | (6) 公益社団法人及び公益財団法人 |
| (2) 日本赤十字社 | (7) 一般社団法人及び一般財団法人 |
| (3) 厚生農業共同組合連合会 | (8) 学校法人 |
| (4) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 | (9) 医療法人 |
| (5) 社会福祉法人 | (10) 個人 等 |

2 補助対象施設

補助を受けるためには令和 7 年度において以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- | |
|--|
| (1) 病院における医療従事者の確保を図るために医療従事者の児童を保育することを目的に設置されていること |
| (2) 施設、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）を尊重すること |
| (3) 保育児童（資料 2 に定義された補助対象保育児童の年間平均）が 1 人以上であること |
| (4) 保育料（給食費用は含むが、おやつ代は除外）として児童 1 人あたり平均月額 10,000 円以上を徴収する予定であること |
| (5) 年度を通じて保育士等職員が 2 名以上従事することが見込まれること |
| (6) 1 日あたりの保育時間が 8 時間以上あること（実行上同基準を満たしているだけでなく、保育所運営規則等に基準以上の保育時間で運営している旨明記されていることが必要） |
| (7) 12 ヶ月運営していること |
| (8) 以下の補助等を受けていないこと |
| ① 都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」 |
| ② 子ども・子育て支援法に基づく「地域型保育給付」 |
| ③ 各市町村の児童福祉部門所管の「病児・病後児保育事業」補助金 |

3 補助基準

病院内保育所の運営規模に応じ、以下の種別に運営事業が区分されます。

種 別	保育児童数	保育時間	保育士等数
A 型	1 人以上	8 時間以上	2 人以上
B 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上
C 型	30 人以上	10 時間以上	10 人以上

4 補助（予定）額

令和7年度の補助額算定方法については以下の予定です。

(1) 補助額の算出方法

補助額＝〔（基本額－保育料収入相当額）×調整率＋加算額〕×補助率（2／3）

種 別		基準単価の算定
基本額	A 型	2人×225,600円×12月（運営月数）
	B 型	4人×225,600円×12月（運営月数）
	C 型	6人×225,600円×12月（運営月数）
加算額	24時間保育	23,410円×24時間保育運営日数
	病児等保育	201,000円×病児等保育運営月数 〔当該年度延利用人数が10人以上の場合〕 243,000円×病児等保育運営月数
	緊急一時保育	20,720円×緊急一時保育運営日数
	児童保育	10,670円×児童保育運営日数
	休日保育	11,630円×休日保育運営日数
	延長保育	1,640円×延長保育運営時間数

(2) 保育料収入相当額 （別紙3-(1)関係）

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数と4月の保育児童数を乗じた金額の合計額となります。ただし保育児童数には上限となる人数があり、その上限の人数は以下の「上限保育児童数」のとおりです。

上限保育児童数

種 別	保育児童数
A 型	4 人
B 型	1 0 人
C 型	1 8 人

例：A型で保育児童数が年間通じて9人であった場合

24,000円×12ヶ月×4人（A型上限人数）＝1,152,000円

各種別ごとの保育料収入相当額（4月の保育予定児童数が上限の以上の場合）

種 別	上限保育児童数	保育料収入相当額
A 型	4 人	1,152,000円
B 型	1 0 人	2,880,000円
C 型	1 8 人	5,184,000円

(3) 負担能力指数等による調整率の適用 (別紙3-(2))

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算（令和5年度）における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費（令和7年度）の病院内保育施設運営費に係る設置者負担額（病院内保育所運営費補助金交付前の額）で除した数値です。

調整率は、負担能力指数の数値により決定されます。ただし、院内保育所設置後3年を経過しない施設は、負担能力指数による調整率の適用はありません。

（負担能力指数の求め方）

$$\text{負担能力指数} = \frac{\text{令和5年度の病院決算における当期剰余金}}{\text{令和7年度の院内保育施設運営費設置者負担額}}$$

（調整率の求め方）

負担能力指数	調整率
5未満	1.0
5以上20未満	0.8
20以上	0.6

(4) 院内保育所施設運営費設置者負担額の算出について (別紙3-(2))

院内保育所施設運営費設置者負担額は、「施設運営費」から算出される負担額と「標準経費」から算出される負担額と比較して少ない額になります。

（標準経費額の算定式）

標準経費の算出に用いる保育士数（※ア）

$$\text{標準経費} = \boxed{4月1日現在の保育児童数 / 2.6人} \times 3,186,000円$$

＋その他の経費（※イ）

※ア 4月1日現在の保育児童数を2.6で除した数値が、A型にあっては2人、B型にあっては4人、C型にあっては10人を下回る場合は、A型にあっては2人、B型にあっては4人、C型にあっては10人とすること（なお4月1日が休日の場合は直近の平日）

イ その他の経費は、病院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費のうちの静岡県が認める額とする。

ただし、保育所運営のための借入金の返済や土地購入費等の資本取引に係る経費及び保育士等の職員の給食費等病院内保育施設の運営費以外は認めないものとする。

5 その他

- (1) 調書提出後に、当該保育施設において廃止又は補助要件を欠く事例等が生じた場合は速やかに当室まで連絡すること。
- (2) やむを得ない事情等により運営を関係団体に委託している場合において、次の条件を満たしている場合に限り「委託料」（保育士等の人件費相当分のみ）を補助対象経費としている。
 - ① 委託契約が締結され契約書が作成されていること。
 - ② 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。
 - ③ 委託者が病院内保育所運営事業の管理責任者であること。
 - ④ 原則として病院内保育所運営事業に必要な経費の大部分を委託者が負担していること。また、契約書等に保育士等の人件費等が明示され、決算書等については委託内容が事業ごとに明示されること。
 - ⑤ 受託者は、受託業務を善良なる管理者の注意をもって処理する旨が契約書に明記されていること。
 - ⑥ 契約書の写を都道府県において保管しておくこと（原本は当事者で保管し、写しを都道府県に提出しておくこと。契約内容に変更を生じた場合は、その都度提出）。
- (3) 病児等保育の運営に要する費用（運営費）に対する補助に関しては、厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の「病児・病後児保育事業」が設けられていますが、重複補助は認められていないので、関係部署と連絡の上、調書を作成してください。
- (4) 緊急一時保育加算については、病院内保育所が保育サービス提供者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行うこと。なお、保育サービスに係る自己負担額を病院内保育所が職員から徴収している場合には、病院内保育所の収入に算入してください。
- (5) 児童保育加算については、原則小学生の児童を保育するために、専属の保育士等を雇用しておりかつ専用のスペースを設けていることが必要条件となります。
- (6) 同一法人の近隣の他病院・診療所等の医療従事者が共同利用することを目的として一病院が設置した病院内保育施設（以下「共同利用型病院内保育所」という。）の設置者は、1の補助対象者に限るものとする。また、次の条件を満たす場合に限り補助対象とする。
 - ① 保育施設を設置した病院が保育施設の会計を単独経理（共同で利用する各病院からの負担分を「設置者負担金」の中に入れて、保育施設の会計を一括経理）すること。
 - ② 保育士数等、保育児童数、保育時間数、保育料等については、補助基準に合致すること。
- (7) 令和7年4月1日新規開設の病院内保育施設についても補助対象としております。
- (8) 負担能力指数の算出においては、病院内保育施設設置病院の令和7年度予算額及び令和5年度決算額を用いることとします。

補助対象型別の保育児童数の算定例

病院内保育所運営費補助金の「種別」を判断する際の「保育児童数」の算定に当たっては、以下の各 1～3 の例によること。（保育児童とは、就学前児童が該当する。）

1 保育児童数の算定方法

各月において職員と保育所との間に受託契約をしており、かつ各月において 15 日以上保育した職員の児童を、補助対象型別に定められた保育児童数として算定する。

2 臨時に保育した児童数の算定について

臨時に保育した児童については、下記の方法により換算した上で、補助対象型別に定められた保育児童として含めて算定する。ただし、臨時に保育した児童の換算は、1 日単位で（8 時間以上）保育した児童についてのみ行い、時間単位以下の保育した児童については含めない。

（臨時に保育した児童の換算式）

保育児童換算数＝

各臨時に保育した児童の月間延保育日数 ÷ 実際の月間延開所日数

例) その月において 1 日当たり 8 時間、15 日間開所した保育所において、

15 日間保育した児童数 9 人

6 日間臨時に保育した児童数 1 人

5 日間臨時に保育した児童数 2 人 である場合、

臨時に保育した児童数を換算すると、

$(6 \text{ 日}) \div (15 \text{ 日}) = 0.4$

$(5 \text{ 日}) \div (15 \text{ 日}) = 0.33$

であるから、これに 15 日保育した児童数を加算すると、

$9 + 0.4 + 0.33 + 0.33 = \underline{10.06 \text{ 人}}$ → 補助対象 B 型

3 補助対象施設の種別

各月における保育児童数の年間の平均によって求めた数が10人以上であれば、各月において10人未満であっても、補助対象型B型とする。

ただし、各月において10人未満の月が6か月以上に達する場合は、B型に該当しないものとする。
補助対象型A型、C型についても、同様の考え方とする。

例)

① 4～10月（7か月） 保育児童数 11人
11～3月（5か月） 保育児童数 9人 の場合
 $\{(11人 \times 7か月) + (9人 \times 5か月) \div 12か月 = \underline{10.16人} \rightarrow$ 補助対象B型

② 4～10月（7か月） 保育児童数 10人
11～3月（5か月） 保育児童数 9人 の場合
 $\{(10人 \times 7か月) + (9人 \times 5か月) \div 12か月 = \underline{9.58人} \rightarrow$ 補助対象A型

③ 4～9月（6か月） 保育児童数 11人
10～3月（6か月） 保育児童数 9人 の場合
 $\{(11人 \times 6か月) + (9人 \times 6か月) \div 12か月 = \underline{10.00人} \rightarrow$ 補助対象A型

* ただし、年間の平均を算出する際の端数処理については、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求めることとする。

24時間保育、病児等保育、緊急一時保育、児童保育及び休日保育の定義について

要件	24時間保育	病児等保育	緊急一時保育	児童保育	休日保育	延長保育
対象児童	乳児から幼児まで	○乳児から小学校低学年までの児童 ○医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、医師から病児等保育の対象児童として差し支えない旨の了解を得ていること	○乳児から小学校低学年までの児童であること ○保護者が医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難であること	病院内保育所を設置している医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という）	乳児から幼児まで	乳児から幼児まで
職員配置等	施設の運営規則等で定められた閉所時間帯を超え、翌日の開所時間まで継続して保育を行っている、もしくはその間保育に必要な保育士等職員の人員を配置していること	—	—	放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者）を1名以上配置すること。	以下に掲げる日に保育を行っている、もしくはその間保育に必要な保育士等職員の人員を配置していること。ただし以下に掲げる日であっても診療日として表示する日を除く (ア) 日曜日 (イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）第3条に規定する休日 (ウ) 12月29日から翌年1月3日（前号に掲げる日を除く）	11時間を超えて保育を行っている、もしくはその間保育に必要な保育士等職員の人員を配置していること
施設	—	以下の要件を満たす安静室を設けていること (ア) 病児等の静養又は隔離の機能 (イ) 病児等が2人以上横臥可能 (ウ) 1人当たりの面積が1.65㎡以上	○認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員、家政婦（夫）など ○院内保育所が、予め、緊急一時保育サービスの提供に関し1の事業者と契約を結んでいること	児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全が確保されていること	—	—
その他	—	○対象疾患は、感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児が日常罹患する疾患や、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患 ○連続して保育可能日数は原則7日間（但し医師の判断により延長可能） ○病児等保育の実施に係る費用として保護者より3,200円以内で徴収 ○市町等の保育担当部局や施設周辺の保育所等と情報交換を行い、事情に応じて病児等の受入	○24時間保育を実施していないこと ○院内保育所の会計で、緊急一時保育サービスの利用に関する費用の全部又は一部を負担していること	—	—	24時間保育を実施した日は除く

病院内保育施設運営に係る科目の説明

区 分	科 目	説 明
病院内保育施設運営収益	保 育 料 収 入	保育に要する費用の保護者負担額。ただし、この費用には給食費を含むが、おやつ代は含まない。
	補 助 金 収 入 都 道 府 県 市 町 村	病院内保育施設運営費に対する都道府県補助金収入 病院内保育施設運営費に対する市町村補助金収入
	設 置 者 負 担 額	病院内保育施設運営費に係る設置者負担額
	お や つ 代	保護者が負担するおやつ代
	そ の 他 の 収 入	病院内保育施設運営費に係るその他の収入。ただし、1科目の金額が5万円を超過する場合は独立の項目を設けること。
病院内保育施設運営費用	給 与 費 常 勤 職 員 給 与 職 員 諸 手 当 法 定 福 利 費 非 常 勤 職 員 給 与	常勤職員に支払った俸給 常勤職員に支払った諸手当 職員に対する社会保険料等の事業主負担額 産休代替職員等の雇上保育士等（非常勤職員）に対する賃金（俸給）、報酬、諸手当、法定福利費
	事 業 費 用 給 食 費 保 健 衛 生 費 炊 具 食 器 費	児童の主食費、副食費、間食費及び調味料等の費用 施設内医療に要する薬品、医療器具、衛生材料の購入費及び児童の健康診断の実施、施設内の消毒等に要する費用 給食等に必要の炊具、食器類の購入費用
	事 務 費 用 福 利 厚 生 費 旅 費	職員の健康診断、福利厚生のための費用及び職員に貸与する被服等の購入費用等 施設業務のための職員の出張旅費及び各種職員研修への出席旅費
	消 耗 品 費 消耗器具備品費	施設運営に必要な消耗品（用紙、文房具、雑誌等）であって、給食費に属さない費用 事務用の計算機など減価償却を必要としないもので1年を超えて使用できるものであって炊具食器費に属さない費用
	光 熱 水 費 修 繕 費	電気料、ガス料、水道料、重油、プロパン等の費用 有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための費用
	役 務 費	事務用の郵便料金、電報料金、電話料金、諸物品の運搬料、近距離の乗船・乗車費用及び火災保険料等の各種損害保険料等をいう。
	借 料 損 料	施設運営に必要な機械器具の借損料、会場借料、物品使用料、車両借上料及び駐車料等の費用
	業 務 委 託 費 減 価 償 却 費 そ の 他	洗濯、清掃等施設業務の一部を他に委託するための費用 固定資産の減価償却費 以上のいずれにも属さないもので事務費として支出する費用
	そ の 他 の 費 用	その他の費用。ただし、1科目の金額が5万円を超える場合は独立の項目を設けること。
	退職給与引当金繰入	当該年度に支出する退職金及び退職金給与引当金繰入額
	委 託 費	運営を関係団体に委託している場合の委託料（保育士等の人件費、消耗品費、役務費等）